

仕 様 書

名 称	海上輸送（その1）
作成年月日	令和4年8月26日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 3等陸佐 松尾 彰美

1 適用範囲

本仕様書は、令和4年度鎮西演習における傭船による部隊等の海上輸送に適用する。

2 用語の定義

傭船とは、官側が専有できる船舶をいう。また、船舶の仕様として、ロールオン・ロールオフ方式で車両等を積載でき、かつ、船内において会議室及び女性客室を有する旅客船をいう。

3 輸送役務内容

九州管内港湾間の海上輸送

4 輸送役務の細部要領

(1) 輸送時期

9月30日（金）

(2) 輸送区間

志布志港から別府港

(3) 輸送所要

ア 人員100名（火器及び危険物の携行含む。）

イ 大型トラック13両、小型トラック2両。

ウ 20ftコンテナ3本（物資梱包）。

(4) 輸送等要領

ア 9月30日（金）午後1時から10月1日（土）午前11時までの間において所要全てを傭船により海上輸送する。

イ この際、20ftコンテナは業者が準備するとともに、輸送終了後、官側に提供する。

5 その他

(1) 連絡態勢の確保

営業時間内外問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

(2) 運航準備

ア 運航にあたり、各港湾の使用に係る各種申請を実施する。

イ 各港湾における荷役について、業者側が実施する。

- (3) 情報保全処置
本契約において知り得た情報の流失を防止する。
- (4) 不測事態対処
船舶の遅延及び運航が困難な状況が生起した場合には、直ちに報告するとともに代替等の処置を講ずる。
- (5) 別途協議
その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。